

姫路市短時間ワークマッチング事業  
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月  
姫路市

## 1 募集の概要

本要領は、姫路市短時間ワークマッチング事業を実施するに当たり、候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

### (1) 事業名

姫路市短時間ワークマッチング事業（以下「本事業」という。）

### (2) 履行期間

協定締結日から令和9年3月31日まで

### (3) 履行場所

姫路市内 ほか

### (4) 事業の目的及び概要

姫路市短時間ワークマッチング事業要求水準書「2 事業の目的」のとおり。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から運営事業者の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
  - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
  - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
  - (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の３年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第１中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第２に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 公告の日において、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく「有料職業紹介事業」の許可を受けていること。
- (10) 平成２８年４月１日以降において、求人者（報酬を支払って自己のために他人の労働力の提供を求める者をいう。以下同じ。）と求職者（報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとする者をいう。以下同じ。）の直接雇用を目的とした専用システム（マッチングサイト等）を運営した実績を有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

#### (1) 担当部局

姫路市観光経済局商工労働部労働政策課（以下、「労働政策課」という。）

〒６７０－８５０１ 姫路市安田四丁目１番地

電話 （０７９）２２１－２５２１

FAX （０７９）２２１－２５０８

#### (2) 協定条項を示す期間及び場所

協定に関する 事項を 示す期間	令和8年（2026年）4月10日から 令和8年（2026年）6月12日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号） 第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	労働政策課  ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033074.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033074.html</a> )

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年4月10日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年4月23日午後4時まで
3	参加資格確認結果の通知	令和8年4月24日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年4月28日午後4時まで
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年5月7日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年5月20日午後4時
7	候補事業者の特定	令和8年5月28日
8	候補事業者の通知	令和8年5月28日
9	運営事業者の決定	令和8年6月5日（予定）
10	協定締結予定日	令和8年6月12日（予定）
11	審査結果の公表	令和8年6月15日（予定）

#### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

##### ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状（様式1-1）（本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (イ) 参加表明書（様式1-2）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（令和8年1月10日以降に発行された最新のものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (エ) 事業実績調書（様式1-3）
- (オ) 関連企業申告書（様式1-4）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）

(キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの  
原本又は写し）

(ク) 有効な有料職業紹介事業の許可証の写し

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）4月10日から 令和8年（2026年）4月23日まで 本市の休日を除く。
配布場所	労働政策課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手 続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。） （ <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033074.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033074.html</a> ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録の確認ができる方法によること。な  
お、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認でき  
ない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

労働政策課

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和8年4月20日午前9時から同月23日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正  
午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提  
出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年4月24日までに参加資格確認通知書を電子メール  
で送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認められた理由につ  
いて説明を求めることができる。その場合は、令和8年4月28日午後4時までに、参加  
資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により労働政策課に提  
出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答

する。

## 6 説明会

説明会は、行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

### ア 提出書類

質疑書（様式2）

### イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

### ウ 提出場所（送信先アドレス）

roudou@city.himeji.lg.jp

### エ 提出期限

令和8年4月28日午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

### ア 回答開始日時

令和8年5月7日午前10時から

### イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市短時間ワークマッチング事業提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4～11には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

労働政策課

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年5月18日午前9時から同月20日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本事業の候補事業者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本事業以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び候補事業者の特定

(1) 審査及び候補事業者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市短時間ワークマッチング事業プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を候補事業者とする。

オ 候補事業者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を候補事業者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を候補事業者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより候補事業者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

評価項目	評価基準	配点	得点
(1) 事業実施方針	・本事業内容に対する理解度が高く、事業の実施方針が明確になっているか。（登録求人者数、採用件数の目標値等を示し具体性があるか、地域特性をふまえているか。）	5点	100点
(2) 実施計画	・導入から普及、目標達成に至るまでの手順が具体的であり、進捗管理の仕組みが効果的であるか。	5点	
(3) 事業実施体制	・本事業を着実に遂行できる十分な人員体制が構築されており、指揮命令系統や事業の役割分担が明確か。 ・利用者や本市からの照会に対し、迅速かつ的確に対応できる体制となっており、円滑な事業運営が期待できるか。 ・不測の事態やトラブル等に対し、組織として迅速かつ確実に対応を行うことが期待できるか。	10点	
(4) 事業実績	令和3年4月1日以降に、以下の事業実績を有するか。 ・自治体が発注した短時間ワークマッチングプラットフォームを構築した実績がある。（5点） ・短時間ワークマッチングプラットフォームを自社で運営した実績がある。（3点） ・求人者と求職者の直接雇用を目的とした専用システム（マッチングサイト等）を自社で運営した実績がある。（1点）	5点	
(5) 事業内容の提案① 要求水準書「4 事業の内容」 マッチングプラットフォームの構	ア 多くの求人者が利用できる仕組みか。（幅広い業種で活用できるか。事務負担が少なく、事業規模を問わず使いやすいか。） イ 多くの求職者が働ける仕組みか。（年齢、国籍、	30点	

築で示す「ア～エ、カ」	資格を問わず、誰もが使いやすい仕組みとなっているか。 ウ 長期雇用につながる仕組みか。（求人者と求職者の間で、直接雇用の打診や意思表示がスムーズに行えるか。単発から継続就労へつなげる仕組みは効果的か。） エ 求人者の自社専用マッチング環境に関し、機能面における付加価値や具体性のある独自の工夫があるか。 カ 運用の利便性及び安全性を高めるための、独自の工夫が盛り込まれた提案がされているか。		
(6) 事業内容の提案② 要求水準書「4 事業の内容」 マatchingプラットフォームの構築で示す「オ」	オ 求職者が安心・安全に就労できる仕組みか。コンプライアンスが遵守され、労働者が保護される仕組みか。 (求職者が安全かつ安心して就労できる環境を確保するため、法令遵守及び労働者保護に向けた具体的かつ実効性のある仕組みが提案されているか。)	15点	
(7) 事業内容の提案③ 広報・利用促進活動	・求職者及び求人者に広く周知し、利用登録を促進させる効果的な方法が提案されているか。 ・求職者の年齢等に応じた戦略的な情報発信方法が提案されているか。 ・求人開拓の方法に工夫があるか、意欲的な提案がされているか。 ・求人者のための短時間ワークに適した業務の切り出しや求人掲載に関する具体的な支援策が提案されているか。	25点	
(8) 事業内容の提案④ マッチングプラットフォームの維持運営事業	・導入後の要望を吸い上げる仕組みや、アップデートの頻度、スピードが期待できるか。 ・法改正時に迅速に改修できる技術体制を有しているか。また、情報漏洩等を防ぐためのルールが確立されているか。	5点	

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

#### イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式12に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、20点に第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から協定締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$20 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の提案金額} / \text{当該提案者の提案金額})$$

#### ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の合計点と提案金額に関する評価点の合計により算出する。(満点520点)なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

#### (3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、候補事業者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 候補事業者の特定を令和8年5月28日に行う。特定された候補事業者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、候補事業者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された候補事業者は、本市が指定する日時までに、本件事業の見積書を労働政策課に提出すること。

カ 運営事業者名、事業費及び審査結果については、令和8年6月15日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

#### 10 協定締結の方法

(1) 審査の結果、特定した候補事業者と協定の締結交渉を行い、合意した場合に協定を締結する。

(2) 候補事業者との協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、候補事業者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を候補事業者として協定の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に候補事業者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、

前項第1号オと同様の方法により候補事業者を特定する。

(3) 提案資料は、協定書の一部とする。

#### 1 1 参加の辞退に関する事項

(1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、候補事業者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

(2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により労働政策課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

#### 1 2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者

(2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者

(3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者

(4) 提案手続において姫路市公告第138号第1項第4号に定める提案上限金額を超える金額を提案した者又は0円以下の金額を提案した者

(5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者

(6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

#### 1 3 著作権等

(1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

(2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

#### 1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

#### 1 5 その他

(1) 候補事業者が正当な理由なく協定の締結を辞退した場合は、候補事業者に対し、指名停止を行うことがある。

- (2) 候補事業者について、協定締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、候補事業者との間で協定を締結しないことがある。この場合、市長は候補事業者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 候補事業者は、協定締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、協定締結後に、別紙1のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例（平成14年条例第3号）第7条第2号の規定に基づき候補事業者とならなかった者の点数を非公表とする。